

## 資料 1

## 水質汚濁性農薬の指定の変更及び使用の規制をすることができる地域の変更について（案）

### 1 水質汚濁性農薬の指定の変更

#### （1）現行制度

水田、畑地等で使用された農薬は、分解されない限り、灌漑水や雨水に溶けて、河川や地下水系に流入することとなるが、分解されにくく性質の農薬がまとまって使用され、地理的に農薬が使用されている地域の水の多くが流入する河川があった場合には、その河川では当該農薬の濃度が高くなり、水産動植物の被害が発生し、又は公共用水域の水質の汚濁が生じ、その汚濁に係る水の利用が原因となって人畜に被害を生ずることが想定される。

このため、農薬取締法（以下「法」という。）第 12 条の 2 では、以下の要件をすべて備える種類の農薬を水質汚濁性農薬として政令で指定することとされている。

また、都道府県知事は、これらの使用を許可制にし、地域における農薬の使用総量を規制することができるという上乗せの規制が設けられている。

- ①当該種類の農薬が相当広範な地域においてまとまって使用されているか、又は当該種類の農薬の普及の状況からみて近くその状態に達する見込みが確実であること。
- ②当該種類の農薬が相当広範な地域においてまとまって使用されるときは、一定の気象条件、地理的条件その他の自然的条件のもとでは、その使用に伴うと認められる水産動植物の被害が発生し、かつ、その被害が著しいものとなるおそれがあるか、又はその使用に伴うと認められる公共用水域の水質の汚濁が生じ、かつ、その汚濁に係る水の利用が原因となって人畜に被害を生ずるおそれがあるかのいずれかであること。

現在、政令（農薬取締法施行令（以下「令」という。）第 2 条）で指定されている水質汚濁性農薬は、以下の 6 種類である。

号	指定年	農薬名	登録状況等	販売禁止農薬の指定
1 号	S46	テロドリン（殺虫剤）	失効（S50）	
2 号		エンドリン（殺虫剤）	失効（S50）	販売禁止（H14）
3 号		ベンゾエピン（殺虫剤）	失効（H22）	販売禁止（H24）
4 号		P C P（除草剤）	失効（H2）	販売禁止（H15）
5 号		ロテノン（殺虫剤）	失効（H18）	
6 号	H6	シマジン（除草剤）	登録あり	

※「号」は、令第 2 条で規定する号数。

※ 1～5 号は昭和 46 年の政令制定時に指定（水産動植物（魚類）への影響）。

6 号は平成 6 年に指定（人畜への影響・環境基準の超過）。

## （2）変更の内容

### ① 販売禁止農薬（令第 2 条第 2 号から第 4 号まで）の指定の解除

これらの農薬は、我が国も締結している「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」により、原則として製造、販売が禁止されている物質（第 2 号及び第 3 号の農薬）又は排出の削減が求められているダイオキシンを含有する発がん性物質（第 4 号の農薬）であり、国内においても、現在、法第 9 条第 2 項に基づき販売禁止農薬として指定されている。

これらの農薬については、今後登録され、使用されることは想定されないことから、水質汚濁性農薬の指定を解除することとする。

### ② 登録失効農薬（令第 2 条第 1 号及び第 5 号）の指定の解除

これらの農薬は、販売禁止農薬として指定はされていないものの、第 1 号のテロドリンについては昭和 50 年に、第 5 号のロテノンについては平成 18 年に失効している。失効から 10 年以上の期間が経過していることを勘案すると、農薬使用者がこれらの農薬を保有し続けていたとしても、広範な地域においてまとまって使用されることは想定し難いこと、再度登録がされたとしても急速に普及することは想定し難いことから、水質汚濁性農薬の指定を解除することとする。

## 2 水質汚濁性農薬の使用の規制をすることができる地域の変更

### （1）現行制度

都道府県知事が水質汚濁性農薬の使用を規制することができる地域については、令第 3 条において、以下の①又は②に流入する河川（用排水路を含む。）の集水区域のうち、地形、①又は②までの距離その他の自然的条件及び当該農薬の使用状況等を勘案して、当該農薬の使用を規制することが相当と認められる地域と定められている。

- ① 当該農薬の使用に伴うと認められる水産動植物の被害が発生し、かつ、その被害が著しいものとなるおそれがある水域
- ② 当該農薬の使用に伴うと認められる水質の汚濁が生じ、かつ、その汚濁に係る水の利用が原因となって人畜に被害を生ずるおそれがある公共用水域

### （2）変更の内容

農薬取締法の一部を改正する法律第 2 条による改正後の法（改正法の公布日から 2 年以内に施行）では、農薬の動植物に対する影響評価の対象が、これまでの「水産動植物」から水産動植物以外の動植物を含む「生活環境動植物」に拡大される。

水質汚濁性農薬についても、「水産動植物」から「生活環境動植物」に対する被害を生じさせないことを旨とする規定に改正されるため(同法第26条)、法の規定に倣って、令第3条の水質汚濁性農薬の使用を規制することができる地域(上記2の(1)の①及び②の規定)についても、以下のとおり変更する。

なお、「生活環境動植物」には、陸域の動植物も含まれるが、水質汚濁性農薬の規制においては水域の生活環境動植物に対する被害について考慮する必要があることから、法第26条では、「公共用水域の水質の汚濁による生活環境動植物の被害」に規制対象が限定されている。

当該農薬の使用に伴うと認められる水質の汚濁が生じ、

- ① その汚濁による生活環境動植物の被害が発生し、かつ、その被害が著しいものとなるおそれがある公共用水域
- ② その汚濁に係る水の利用が原因となって人畜に被害を生ずるおそれがある公共用水域

### 3 今後の予定

- ・ 9月14日（金） 農業資材審議会への意見聴取
- ・ パブリックコメントを経て政令を改正し、1の変更については、農薬取締法の一部を改正する法律の施行の日（公布日から6月以内）、2の変更については、同改正法第2条の施行の日（公布日から2年以内）から施行。

(参考)

### 【現行】農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）抄

(水質汚濁性農薬の使用の規制)

第十二条の二 政府は、政令をもつて、次の各号の要件のすべてを備える種類の農薬を水質汚濁性農薬として指定する。

- 一 当該種類の農薬が相当広範な地域においてまとまって使用されているか、又は当該種類の農薬の普及の状況からみて近くその状態に達する見込みが確実であること。
  - 二 当該種類の農薬が相当広範な地域においてまとまって使用されるときは、一定の気象条件、地理的条件その他の自然的条件のもとでは、その使用に伴うと認められる水産動植物の被害が発生し、かつ、その被害が著しいものとなるおそれがあるか、又はその使用に伴うと認められる公共用水域の水質の汚濁が生じ、かつ、その汚濁に係る水の利用が原因となつて人畜に被害を生ずるおそれがあるかのいずれかであること。
- 2 都道府県知事は、水質汚濁性農薬に該当する農薬につき、当該都道府県の区域内における当該農薬の使用の見込み、その区域における自然的条件その他の条件を勘案して、その区域内におけるその使用に伴うと認められる水産動植物の被害が発生し、かつ、その被害が著しいものとなるおそれがあるか、又はその区域内におけるその使用に伴うと認められる公共用水域の水質の汚濁が生じ、かつ、その汚濁に係る水の利用が原因となつて人畜に被害を生ずるおそれがあるときは、政令で定めるところにより、これらの事態の発生を防止するため必要な範囲内において、規則をもつて、地域を限り、当該農薬の使用につきあらかじめ都道府県知事の許可を受けるべき旨（国の機関が行なう当該農薬の使用については、あらかじめ都道府県知事に協議すべき旨）を定めることができる。

### 【改正後】農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）抄

〔農薬取締法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 53 号）第 2 条  
(同法公布後 2 年以内に施行（平成 32 年 4 月 1 日予定）による改正後〕

(水質汚濁性農薬の使用の規制)

第二十六条 政府は、政令で、次に掲げる要件の全てを備える種類の農薬を水質汚濁性農薬として指定する。

- 一 当該種類の農薬が相当広範な地域においてまとまって使用されているか、又は当該種類の農薬の普及の状況からみて近くその状態に達する見込みが確実であること。
- 二 当該種類の農薬が相当広範な地域においてまとまって使用されるときは、一定の気象条件、地理的条件その他の自然的条件の下では、その使用に伴うと認められる公共用水域の水質の汚濁が生じ、その汚濁による生活環境動植物の被害が発生し、かつ、その被害が著しいものとなるおそれがあるか、又はその汚濁に係る水の利用が原因となつて人畜に被害を生ずるおそれがあるかのいずれかであること。

2 都道府県知事は、前項の規定により指定された水質汚濁性農薬（以下単に「水質汚濁性農薬」という。）に該当する農薬につき、当該都道府県の区域内における当該農薬の使用の見込み、その区域における自然的条件その他の条件を勘案して、その区域内におけるその使用に伴うと認められる公共用水域の水質の汚濁が生じ、その汚濁による生活環境動植物の被害が発生し、かつ、その被害が著しいものとなるおそれがあるか、又はその汚濁に係る水の利用が原因となって人畜に被害を生ずるおそれがあるときは、政令で定めるところにより、これらの事態の発生を防止するため必要な範囲内において、規則で、地域を限り、当該農薬の使用につきあらかじめ都道府県知事の許可を受けるべき旨（国の機関が行う当該農薬の使用については、あらかじめ都道府県知事に協議すべき旨）を定めることができる。

### 【現行】農薬取締法施行令（昭和 46 年政令第 56 号）抄

#### （水質汚濁性農薬の指定）

- 第二条 次に掲げる薬剤を法第十二条の二第一項の水質汚濁性農薬として指定する。
- 一 オクタクロルテトラヒドロメタノフタラン（別名テロドリン）を有効成分とする害虫の防除に用いられる薬剤
  - 二 ヘキサクロルエポキシオクタヒドロエンドエンジメタノナフタリン（別名エンドリン）を有効成分とする害虫の防除に用いられる薬剤
  - 三 ヘキサクロルヘキサヒドロメタノベンゾジオキサチエピンオキサイド（別名ベンゾエピン）を有効成分とする害虫の防除に用いられる薬剤
  - 四 ペンタクロルフェノール（別名 PCP）又はそのナトリウム塩若しくはカルシウム塩を有効成分とする除草に用いられる薬剤
  - 五 ロテノンを有効成分とする害虫の防除に用いられる薬剤
  - 六 二クロロ一四・六ビス（エチルアミノ）-s-トリアジン（別名シマジン）を有効成分とする除草に用いられる薬剤

#### （水質汚濁性農薬の使用の規制をすることができる地域）

- 第三条 法第十二条の二第二項の規定により規則をもつて水質汚濁性農薬に該当する農薬の使用につき許可を受けるべき旨（国の機関が行う当該農薬の使用については、協議すべき旨）を定めることができる地域は、当該農薬の使用に伴うと認められる水産動植物の被害が発生し、かつ、その被害が著しいものとなるおそれがある水域又は当該農薬の使用に伴うと認められる水質の汚濁が生じ、かつ、その汚濁に係る水の利用が原因となって人畜に被害を生ずるおそれがある公共用水域に流入する河川（用排水路を含む。）の集水区域のうち、地形、当該水域又は公共用水域までの距離その他の自然的条件及び当該農薬の使用状況等を勘案して、当該農薬の使用を規制することが相当と認められる地域の範囲内に限るものとする。